

1. 会議名 総務文教委員会
2. 日時 平成26年9月16日(火) 10時07分開会
12時03分閉会
3. 場所 第1委員会室
4. 出席委員 牟田学委員長、出口徹裕副委員長、仮屋園一徳委員、
牛之濱由美委員、岩崎健二委員、木下孝行委員、
山田勝委員、濱之上大成委員
5. 事務局職員 議事係長 東 岳也
6. 説明員
- | | |
|--------------|--------------|
| ・企画調整課 | ・税務課 |
| 課長 山元 正彦 君 | 課長 川畑 宏之 君 |
| 係長 池田 英人 君 | 課長補佐 前田 武三 君 |
| ・総務課 | 係長 大下本 護 君 |
| 課長 内園 由幸 君 | 係長 藺畑 雄二 君 |
| 課長補佐 中野 貴文 君 | ・教育総務課 |
| 係長 前田 敏 君 | 課長 小中 茂信 君 |
| ・学校教育課 | 課長補佐 尾塚 禎久 君 |
| 課長 中山 義邦 君 | 係長 山下 理恵 君 |
| 課長補佐 小田原 真 君 | ・財政課 |
| 主幹 鎌田 広文 君 | 課長 山下 友治 君 |
| | 課長補佐 児玉 秀則 君 |
6. 傍聴者 10名(個人4名、報道機関6社)
7. 会議に付した事件
- ・議案第40号 北薩広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について
 - ・議案第41号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第45号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第3号)のうち第1条第1項及び第2項第1表中所管に属する歳入歳出
 - ・陳情第6号 川内原発再稼働に対する地元同意に関する意見書の提出を求める陳情書
 - ・陳情第7号 川内原発再稼働に対する市民アンケートを行う事を求める陳情書陳情
 - ・陳情第10号 川内原発再稼働の地元同意に係る意見書の採択について
 - ・平成25年陳情第5号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書

- ・平成25年陳情第6号 川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書
- ・平成25年陳情第7号 原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書
- ・平成25年陳情第8号 県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を反対する意見書の提出を求める陳情

8. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

総務文教委員長（牟田学委員）

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第40号北薩広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について、議案第41号阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第45号平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）中、所管に属する歳入・歳出、陳情第6号川内原発再稼働に対する地元同意に関する意見書の提出を求める陳情書、陳情第7号川内原発再稼働に対する市民アンケートを行う事を求める陳情書、陳情第10号川内原発再稼働の地元同意に係る意見書の採択についてであります。継続審査案件といたしまして、平成25年陳情第5号 川内原発1号機、2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書、平成25年陳情第6号 川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情書、平成25年陳情第7号原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書、平成25年陳情第8号 県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を反対する意見書の提出を求める陳情書であります。

ここで、日程についてお諮りします。委員会の日程は、本日からあすまでの2日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者複数あり〕

ご異議なしと認め、本日からあすまでの2日間といたします。

なお、本日の日程は配付しました日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

また、現地調査は所管課への質疑のあと、陳情の審査前にお諮りいたしますので、よろしくお願ひします。

ここで、9月1日の全員協議会でも説明がありましたが、今回の委員会より、委員間の討議を行うことを決定しております。この委員間討議の目的は、委員会において、議案等についての論点を明確にし、審議内容について理解を深めることを目的とするもので、議案等に対する賛否の表明や他の委員の意見を否定する場ではありませんので、特にご留意をお願い申し上げます。また、委員間討議の時期につきましては、質疑のあと、討論の前となります。

本委員会においては、各課から説明を受け、すべての議案の質疑終了後に討論に入っております。したがって、委員間討議については、各議案の質疑がすべて終了したあと、討論の前に行いますのでご了承願ひします。

○ 議案第40号 北薩広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第40号を議題とします。企画調整課の出席をお願いします。

（企画調整課出席）

それでは、議案第40号について課長の説明を求めます。

山元企画調整課長

議案第40号、北薩広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について、御説明申し上げます。

先日の本会議においても御説明申し上げましたが、今回の北薩広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更につきましては、国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱の廃止に伴い、共同処理する事務のうち、関係市町の一体的な振興整備のための事業の推進に資する基金に関する事項を見直すとともに、北薩摩ふるさとづ

くり基金の廃止に伴い、基金の設置に係る組合の規約を変更しようとするものであります。

その内容は、北薩広域行政事務組合規約第3条の表中、「関係市町の一体的な振興の整備のための事業の推進に資する基金に関すること」を削除するとともに、基金の設置について規定する第5章を削除するものです。

北薩摩ふるさとづくり基金に関するこれまでの経過につきましては、平成元年度から、ふるさと創生及び多極分散型国土の形成を促進するため、広域行政圏のうちから、地域の自立的な発展が見込まれる地方都市及びその周辺地域を一体とした圏域について、都道府県が「ふるさと市町村圏」の選定を行い、圏域の総合的、重点的な振興整備が図られてきたところであります。

この「ふるさと市町村圏」においては、広域の観点からの地域振興事業を積極的に進めるため、ふるさと市町村圏基金を設置し、基金の運用益を活用したソフト事業をはじめ、圏域の一体性を高める取組が行われ、広域市町村圏の施策の円滑な実施に寄与してきたところであります。

北薩広域行政事務組合におきましても、平成5年10月から北薩摩ふるさとづくり基金条例が施行され、本市を含む構成市町からの出資金に鹿児島県からのふるさと市町村圏基金補助金を加えた、合計10億円が基金として造成され、その運用益金は、各市町の振興整備に係る事業に活用されてまいりました。

その後、社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で、国においては、広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものとして、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱については、平成21年3月31日をもって廃止されたところでございます。

一方、北薩広域行政事務組合におきましては、当時、北薩広域市町村圏計画「北薩ふるさと市町村圏計画」の計画期間が平成22年度まででありましたことから、それまでは事業を継続することとなり、その後も、事業を継続しながら協議が重ねられてまいりました。

今般、「北薩摩ふるさとづくり基金」につきまして、所期の目的が達成されたものとして廃止することに伴い、北薩広域行政事務組合の共同処理する事務及び組合規約を変更する必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

木下孝行委員

本会議でも説明を受けたんですが、もう一度確認のためにお聞きいたします。国の制度要綱の変更により廃止をするということでもあります。この基金が阿久根市のどこの基金に入っていくのか、そして、入ったあと、そこまではまだ考えていないかもしれませんが、この基金をどういった形で今後利用していきたいのかということをお尋ねいたします。

山元企画調整課長

今、お尋ねでありました基金の取り扱いについてなんですけども、清算金につきましては、本年度はいったん基金への積み立てを予定しているところでございますけれども、どの基金に積み立てるかということにつきましては、財政当局との協議もありますので、明確にどの基金にということまでは決まっていないところでございます。基金の活用につきましては、今後、次年度以降の財政事情を考慮しながら効果的な活用を図ってまいるということになっているんですけれども、一つは今後、広域におきまして、新焼却処分上の建設等も計画されているということで、そういうことも考慮しながら、財政事情を考慮しながら効果的に活用していくことになるのではないかとというふうに考えているところでございます。

木下孝行委員

どこの基金に入れるかまだ決定していないと、できたら今後の新しい施設の整備のために、できたらそちらの方向を見て考えていきたいということでもいいですか。

山元企画調整課長

そこについては、そういったものもあるということで、そういう計画も踏まえながら活用検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

木下孝行委員

本会議のほうで、金額的には2億5,700万だったと確認するんですが、それを確認したいと思います。金額的な。

山元企画調整課長

配分金につきましては、出資割合に応じて清算するというので、今のところ示されている金額といたしましては、2億5,710万円というふうになっているところでございます。

[木下委員「了解」と呼ぶ]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

岩崎健二委員

過去に、今までこの基金造成された平成元年から実施してきたというような答弁があったかと思うんですが、これまでに、この基金を利用して阿久根市が実施した事業というのがありますか。

山元企画調整課長

これまでのすべての事業については把握してないんですけども、ここ数年の実績といたしましては、阿久根市におきましては、ぼんたんロードレース大会実行委員会へ補助金として交付をされているところでございます。

岩崎健二委員

そうなりますと、今まではこの基金を利用してぼんたんロードレース大会を実施したということになるということになりますが、今後、これがなくなった場合にぼんたんロードレース大会等の運営にかかる費用についてはどのようにお考えですか。

山元企画調整課長

これらにつきましては、今まで補助金が交付されてた部分が来年度以降はなくなるということになりますので、その部分につきましては事業の見直しを行うか、あるいはその分を市のほうから補助金を出すのか、その辺りは何らかの事業の見直し、あるいは補助金の見直し、そういったものが必要になってくるのではないかとというふうに考えているところでございます。

山田勝委員

課長の説明を聞いておりましたね、例えば今までぼんたんロードレースに広域行政事務組合から補助金として出しておったわけでしょ、だから今回は清算金として阿久根市に返す、それをどうするかといったら、具体的にはそれぞれの事業課が財政課および仕事の予算折衝で進めることであって、失礼な話だけどあんたが答える話じゃないよね。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶもの複数あり]

なければ、議案第40号の審査を一時中止いたします。

○ 議案第45号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）

総務文教委員長（牟田学委員）

つづいて、議案第45号中、企画調整課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山元企画調整課長

議案第45号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第3号中、企画調整課所管の事項について御説明申し上げます。

歳入予算についてご説明いたします。予算書10ページをお開きください。

第14款3項1目総務費委託金5節統計調査費委託金、1万2,000円は、平成26年工業統計調査市町村交付金であり、県の交付決定を受け、基幹統計調査の一つである工業統計調査の財源として追加するため補正計上したものであります。

次に歳出予算についてご説明いたします。予算書11ページをお開きください。

第2款1項8目企画費19節負担金補助及び交付金の77万3,000円は、肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業補助金であります。肥薩おれんじ鉄道に対する経営支援につきましては、鹿児島県、沿線自治体のみならず、鹿児島県全体で支援する方策として、鹿児島県市町村振興基金を活用した新たな支援の形がまとまりましたことから、これに基づき、同鉄道が行う鉄道基盤設備の維持等に要する経費に対し支援するものであります。

本年度の支援額の総額は、鹿児島・熊本両県で約2億7,100万円が見込まれており、鹿児島県側の負担額は全体の52%となる約1億4,100万円であります。

鹿児島県側の負担額のうち、線路等の鉄道基盤に係る、下の部分につきましては、鹿児島県市町村振興協会から1億1,000万円余りが支援される予定です。

残る、車両や駅舎など旅客輸送部門に係る、上の部分の約3,100万円につきましては、鹿児島県が85%、沿線3市が15%を負担するものであり、沿線3市負担分のうち16.6%を、本市負担分として計上したものでございます。

5項2目基幹統計調査費の1節報酬1万1,000円及び11節需用費1,000円は、工業統計調査の調査員報酬及び消耗品等の追加費用を計上するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第45号中、企画調整課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○議案第41号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長（牟田学委員）

次に、議案第41号を議題とします。税務課の出席をお願いします。

（税務課出席）

課長の説明を求めます。

川畑税務課長

議案第41号、阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、阿久根市税条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正の主な内容について、ご説明いたします。まず、第23条の改正は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、第33条、第57条、第59条及び附則第7条の4の改正は、参照する地方税法の改正による条のずれに伴い、規定の整備を行うものであります。

次に、第34条の4の改正は、法人市民税の法人税割税率の改正であります。法人課税については、国税として新たに地方法人税を創設するとともに、地方税である法人住民税の法人税割率を2.6%引き下げ、標準税率を12.3%から9.7%に、制限税率を14.7%から12.1%にする地方税法の改正がなされました。

法人住民税には、均等割と法人税割があり、税率については、地方税法において標準税率が定められておりますが、財政上その他の必要があると認められる場合には、地方税法で定められた制限税率の範囲内で条例で標準税率を上回る税率を設定することが認められております。本市では、均等割については標準税率を採用していますが、法人税割においては、現

行の制限税率である14.7%を昭和56年度から採用してきているところであります。

今回の改正におきましても、市の厳しい財政状況等を検討した結果、引き続き制限税率上限であります12.1%の法人税割税率への改正を提案させていただくものであります。

また法人住民税の引下げ率2.6%と法人県民税の引下げ率1.8%の合計4.4%が、新設される国税である地方法人税の税率となります。

次に、第48条の改正は、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、第52条の改正は、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、第82条及び附則第16条の改正は、軽自動車税の税額の引上げであります。三輪及び四輪以上の車については、平成27年4月1日以降に新車車検を受ける車から新税率を適用し、さらに、平成28年度からは、自動車環境対策の観点から、新車車検から14年目以降の車に対しては、新税率より負担の大きい重課税率を適用します。

このうち、平成26年度の軽自動車税台数1万2,951台の約半数を占める四輪乗用自家用車については、現行の7,200円から3,600円引き上げて1万800円を新税率とし、重課税率については新税率よりさらに2,100円引き上げて1万2,900円とします。また、軽自動車税台数の約3分の1を占める軽トラック等の四輪貨物自家用については、現行の4,000円から1,000円引き上げて5,000円を新税率とし、重課税率については新税率よりさらに1,000円引き上げて6,000円とします。また、原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車については、平成27年度から新税率を適用するものであります。このうち、最も台数の多い50CC以下の原動機付自転車については、現行の1,000円から1,000円引き上げて2,000円を新税率とします。

次に、附則第4条の2の改正は、租税特別措置法において公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例規定が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、附則第19条の改正は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例について、参照する市税条例の規定を明確化したものであります。

次に、附則第22条、第22条の2、及び第23条は、単に課税標準の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、条例に規定する必要のない東日本大震災に係る特例の規定を削除するものであります。また、規定の削除に伴い、附則旧第24条を新第22条に繰り上げるものであります。

次に、附則第19条の3の改正は、相続等による非課税口座内上場株式等の取得を、市民税の所得計算の特例に加えるものであります。

次に、附則第19条の2の改正は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例について、参照する租税特別措置法の規定を明確化したものであります。

以上で説明をおわりますが、どうぞよろしくお願いたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

出口徹裕委員

法人税についてですが、先ほど新しい税ができるということで、それに伴ってほかのものが下がっていくということなんですが、トータルしたときに、今までとふえてるのか、減っているのか、どちらなんですか。

川畑税務課長

トータルすれば、新しくできる地方法人税は、今の法人市民税から2.6%下がる分と、県税である法人県民税が、1.8%下がります。その合計額4.4%が地方法人税の税率となりますので、事業所が支払う金額としては、税額としては変わりません。法人税額をどちらも課税標準としていますので、事業所が支払う税額については変更ありません。

出口徹裕委員

すみません、ちょっと飲み込めないのです。標準税額が9.7というのがありますよね、それにしたときの場合と、阿久根市が12.1%とした場合についても変わらないっていう考えでいいんですかね。

川畑税務課長

標準税率を今回は9.7%ですが、阿久根市は12.1%の制限税率を提案しております。これを標準税率にした場合は、2.4%下がることとなります。

出口徹裕委員

ということは、今までと12.1%の場合は変わらず、9.7にした場合は下がるということでしょうか。

川畑税務課長

はい、そのとおりであります。

出口徹裕委員

わかりました。次になんですけど、自動車税の税収の増なんですけど、これについて、議会の中でも質問させていただいたんですが、あまりちょっと納得いってない部分が多いんです。それで、議会で決定してしまうと、議会が決定したことの条例になってしまうんですが、これをですね、市民に説明しないといけないのは私たちの仕事でもあるんですが、この上げる要因についてしっかりとした何らかの説明をできるするならば、説明いただきたいんです。

川畑税務課長

これは、国会で決まった地方税法の改正に基づいて阿久根市も条例改正をするわけですが、政府の主旨としては次のようになっております。まず、平成26年度税制改正においては、経済再生、環境対策の観点から車体課税について、自動車取得税の税率の引き下げ、及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置に拡充、それと、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税率の特例措置の拡充、並びに軽自動車税の税率の引き上げがおこなわれました。このうち、軽自動車にあっては普通小型自動車との性能差や改正性前の税額の開き等を考慮して、改正により軽自動車の自家用車、自家用常用軽自動車については、1.5倍にし、その他の区分の車両にあっては農業者や、中小企業者等の負担を考慮し、約1.25倍にそれぞれ引き上げる等の改正がなされたところです。また、2輪車については、現行税率の最低が1,000円と低水準にあり、課税徴収の実務を考慮に入れると徴税効率が悪いと、徴税効率と行政サービスの受益に見合った税率水準への適正化が図られたところでもあります。普通自動車と軽乗用車としたときに、性能差はそんなに変わらないのに、開きが大きいんじゃないかということで、今回軽自動車をちょっと上げようと、だけど、軽トラック等については農業者とか中小企業者等がよく利用するので、事業とかに必要なので負担を考慮し、軽乗用車を1.5倍に引き上げたんだけど、そこまでいわずに、1.25倍に留めようという改正の主旨であります。以上です。

出口徹裕委員

そうした場合、先ほどでてきた中で、環境に配慮という言葉が出てきたんですけれども、例えばこの上がった税収について、環境に配慮したものに使っていくというような形を考えているということになるんですかね。それともただ、税収だけが上がってそれはもう、会計の中では何もそういうのには配慮したのものには使われないですよととらえるべきなのか。

川畑税務課長

阿久根市の税収については一般会計で普通財源として使われます。その環境対策として使われる予定はないです。

出口徹裕委員

今、ここでそれを使う予定がないというべきものなのかどうなのかっていうところは、ちょっとどうなんだろうっていう気もしますよね。それを一つの言葉の中で言って、今までは

開きがあったから、ただ縮めたんですよっていう言葉を課長に言ってもそれは国でしてるところだからしょうがないんですけど、こういうのをそういう形でやるのであれば、ぜひ何らかの形でその何パーセントかでも使うべきだと思うんですけども、そういうのを今後ご提案したりとかというのは考えていらっしゃるんですか。

川畑税務課長

税務課の立場としては、この税収をどのように使うかというのを決められませんので、財政課、等々協議することになると思います。

出口徹裕委員

今、道路等ですね、舗装事業等も非常に多くしてます。現実、道路の状態が悪いと燃費も悪くなってきたりとかいうことも考えられるのですね、そういったように使う、舗装を改良することだけでもですね、そういった低燃費等に貢献できるわけですから、そこらをですね、ただ上がりましていうだけではですね、やっぱり安いから軽自動車に乗っているんですよ。だからそういうところを説明する中でやはり今後環境に配慮してやっていく形だけのものじゃ困るなという気が、みんなが納得しないとやっぱり税収事務の手続き上の問題だとかそういうのはちょっとまずいんじゃないかなと思うんで、ぜひ検討していただきたいです。以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

木下孝行委員

確認をしたいですが、今課長の言葉にですね、ちょっと抵抗感を感じたもんですから。課長が今一般財源でいわゆる税収として、一般財源として使われますということで、ある意味、環境のほうには使われませんというような言い方を今されたと思うんですが、一般財源に入った以上は全体で使うわけですから、あくまでどこに使われるかは課長もわからないと思いますけども、全体の中で、やっぱり環境問題に使われる可能性は十分あるわけで、ちょっと今の課長の考え方の間違いじゃないかなと。

川畑税務課長

環境に使うとかどうかは税務課の立場では言えませんということでした。申し訳ありません。

[木下孝之委員発言あり]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

岩崎健二委員

この税額については国の税調等において決定したものであって、阿久根市がこれを変えることが可能なか可能でないのかっていうのはいかがですか。

川畑税務課長

まず、税率について、税率の種類がいろいろ変えられる税率、変えられない税率とあるんですけど、まず、制限税率があるのがですね、標準税率の中で制限税率がある今回の法人市民税が制限税率があるんですけど、標準税率として定められているのは、標準税率より下にすることもできます。上げることもできます。ただし、制限税率があるのは、制限税率より上回ることはできません。それが標準税率の中で二つあります。あと、一定税率というのがあります。一定税率というのはたばこ税、もう必ずその税率しかできないよという、それが一定税率があります。それは変えられません。ですから、今回の軽自動車税は標準税率であって、なおかつ制限税率が定められていませんので、市の条例で変えることはできます。ただし、標準税率、この前、財政課長が本会議で説明されたんですけど、交付税の算定は標準税率でしますので、例えば阿久根市が標準税率より今回、下回った税率でしたと、すると税収は少なくなるわけですけど、交付税は標準税率でされるので、その分差額が入ってこなくなります。そして、標準税率をしたまわる税率で課税する場合は、地方財政法により学校、

道路、その他の公共施設、または公用施設の建設及び用地取得の財源とする地方債を起こし、または起債の方法、利率、償還の方法を変更しようとする場合、総務大臣または知事の許可を受けなければならないとなっていますので、事業のための起債が困難になると思われます。だから、阿久根市も今までそういう税率を取っていませんので、どれくらい困難だろうとそこはちょっとお答えできないんですけど、そういう規制がくることになって、なおかつ標準税率で下回った場合、交付税はその分は補てんされないよってということになります。

岩崎健二委員

そういうことでありますと、この軽自動車税については、この国が定めた税率を下げることは可能ではあるけど、やったときの影響は非常に大きいと、そういうふうにとらえていいんですかね。

川畑税務課長

はい、そのとおりであります。

[岩崎健二委員「はい、わかりました」と発言あり]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と複数呼ぶ者あり]

総務文教委員長（牟田学委員）

なければ、議案第41号の審査を一時中止いたします。

○議案第45号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）

総務文教委員長（牟田学委員）

つづいて、議案第45号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

総務課長の説明を求めます。

内園総務課長

それでは、9月8日、総務文教委員会に付託になりました、議案第45号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第3号のうち、総務課所管について御説明いたします。

まず、歳出から説明いたします。補正予算書の11ページをお開きください。

2款総務費1項17目電算管理費、19節負担金補助及び交付金の補正額830万3,000円は、平成27年度から段階的に導入が始まる社会保障・税番号制度に対応するため、現在の市の電算システムの整備・改修が必要となることから、その改修に係る負担金について予算計上したものであります。

今回の負担金は、本市が住民基本台帳システムを始めとした各種システムの保守委託を行っている鹿児島県町村会において、同制度導入に対応するシステム改修経費について試算を行い、本市分の負担金額が確定したものであり、今回、所要の予算措置を行うものであります。

次に補正予算書の9ページをお願いいたします。

13款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の補正額733万8,000円は、ただいま歳出のところでご説明いたしました、社会保障・税番号制度システムの運用に対する整備・改修に係る国庫補助金の受入額でございます。補助率は、住民基本台帳システムや団体内統合宛名システム、国民年金システムが100%補助で、その他の地方税務システムや児童福祉システム、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などのシステムは、必要経費の3分の2が補助されることとなっております。

以上で説明を終わりますが、ご質問に対しては、私と担当係長等でお答えさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

ちょっと確認したいんですが、今度の住民台帳作成については、今回限りの予算で終わるということで理解していいんですか。

内園総務課長

今回、予算計上させていただきました分につきましては、国の補助金が整備されているものについてすべて出したということで、今回の改修で補助制度そのものが適用される分については完了ということになります。ただし、市独自で入れている分については今後補助制度がどのようになるのか、その状況を見ながら28年の1月から、個人番号制度が導入されますので、利用開始までについてはそこらへんを今後の動向を見ながらまた補修改善をしていく必要があるかと思っていますところでは。

仮屋園一徳委員

じゃあ、あの台帳作成については今後、また別の予算で出てくる分もあるということで理解していいわけですね。

[内園総務課長「はい」と発言あり]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

なければ、議案第45号中、総務課課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

つづいて、議案第45号中、学校教育課、教育総務課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

小中教育総務課長

さる9月8日、本会議において総務文教委員会に付託になりました、議案第45号平成26年度一般会計補正予算（第3号）の教育委員会教育総務課及び学校教育課所管について、歳出から御説明申し上げます。13ページをお開きください。第10款教育費1項教育総務費2目事務局費47万1,000円の増額補正は、道徳教育総合支援事業として、道徳教育に関する教職員の資質向上と学校・家庭・地域が連携した道徳教育の充実を図るための諸事業を実施するもので、8節報奨費6万円は、講演会及び研修会の講師謝金、9節旅費26万6,000円は、講演会の講師旅費、学校職員の研修会参加等に係る旅費、11節需用費14万5千円は、消耗品費と印刷製本費となっております。

10款3項中学校費2目教育振興費94万7,000円の増額補正は、平成26年度教育支援事業を活用し、環境教育やエネルギー教育の更なる充実を図るために、18節備品購入費として、市内4中学校にエネルギー教育用教材等備品を購入するものであります。

次に歳入についてご説明します。9ページをお開き下さい。第13款国庫支出金2項国庫補助金9目教育費国庫補助金94万7,000円の増額補正は、先に説明いたしました、教育支援事業補助金としてエネルギー教育用教材等備品の購入費に係る補助金であり、補助率は100%であります。10ページをお開き下さい。第14款県支出金3項委託金9目教育費委託金46万8千円の増額補正は、先に説明しました道徳教育総合支援事業に充当する県からの委託金であります。

以上で、教育総務課、学校教育課所管の説明を終わりますが、宜しく御審議くださるようお願い致します。なお、答弁につきましては、私、並びに学校教育課長でお答えさせていただきますが、不足の場合は、担当係長に補足をさせますので御了解頂きたいと存じます。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

牛之濱由美委員

歳出13ページの中学校費の教育費のほうですけども、これ、今、4中学校へこのエネルギー教育教材をということで、ほとんどが国庫補助になっているんですけども、このエネルギー

ギー教育教材というそのもの、どのような教材なのか、もしわかっていたら教えてください。

小中教育総務課長

ご質問の教材備品についてお答えいたします。この教材備品は、文部科学省が定める原子力エネルギー教育支援事業交付金交付規則に基づき、エネルギーに関する教育を促進するため、学校における原子力、その他のエネルギーに関する教育にかかる教材を購入するもので、生徒に自分たちの生活に必要なエネルギーについての興味、関心を高めさせるとともに、エネルギー資源、エネルギー開発に関する諸課題や、環境問題について幅広く正確な知識を習得することを目的としております。具体的には、放射線を目で確認する装置で、ペルチュ素子霧箱装置なんですけれども、放射線は目に見えないんですが、この装置を使うと線源から霧状に放射線が飛跡する様子を見れる装置、それを8セット、それから、それを動かすための電源装置、8セット、それから、放射線検出器、放射線を図る検出器を4セット、それから放射線鉱物標本、標本が小さい石みたいな標本があるんですが、それを8セット購入し、各学校に配分するものであります。

牛之濱由美委員

ありがとうございます。よくわかりました。これの教材を扱う教職員の方々の教育というのももちろんなされるということですよ。

中山学校教育課長

もちろんそのようにする予定でございます。

[牛之濱由美委員「了解しました」と発言あり]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

山田勝委員

あのね、13ページの教育事務局費の講師謝金6万円、これ、どこで講師に、講演会するんですか。

中山学校教育課長

道徳教育総合支援事業の、講演会につきましては、まず、阿久根市のほうで1回やりたいと考えております。それから、先生方を中心とした研修会で2回やりたいと思います。それぞれの上限でございます、一番最高の講師用謝金を2万円ということで、3回分をとったところでございます。

山田勝委員

例えば道徳教育の講師ちゅうのは誰が講師をするんですか。

中山学校教育課長

講演会の講師でございますでしょうか。道徳の教育に関する先生方のほうを今回は中心にしたいと考えておりますので、そのような方をお呼びしたいと今選定をしているところでございます。

[山田勝委員「まだ決まってないんですね」と発言あり]

はい。

濱之上大成委員

参考にですけど、教員の研修とおっしゃいましたけども、まさにご存知のように、教師の中にも子供みたいな人がいますよね、真実を報告しない先生がおったり、やっぱりそういったものも含めての道徳ということで理解していいですか。

中山学校教育課長

子供たちも同様に、教職員もやはり大事な問題だと考えております。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

なければ、議案第45号中、学校教育課、教育総務課の所管の事項について、審査を一時中止いたします。

この際暫時休憩いたします。

(休憩 10:59～11:11)

総務文教委員長（牟田学委員）

休憩前に引き続き、委員会を開催いたします。

つづいて、議案第45号中、財政課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山下財政課長

議案第45号のうち、財政課所管に係る事項について御説明申し上げます。

今回の補正予算中、財政課の所管に係る事項は歳入のみでございます。9ページをお開きください。第9款、1項、1目、1節地方交付税の補正額、2,960万5,000円は、今回の補正に必要な一般財源として普通交付税を充当するものであります。

次に、第13款国庫支出金、2項、1目、1節総務管理費補助金のうち、6,592万6,000円は、地域活性化・効果実感臨時交付金、いわゆるがんばる地域交付金であります。

この交付金は、地域活性化に資する事業を実施する団体を支援するため、財政力等に応じて交付されるものであり、福祉施設の改築設計業務、農業施設の改修及び林道や市道の改修工事など7件の事業に活用することとしております。

最後に、次の10ページになりますが、第20款、1項、15目、1節臨時財政対策債の補正額、1,620万円は、今回の補正に必要な一般財源として充当しようとするものであります。なお、今回の市債の補正による平成26年度末の市債残高は、97億9,705万8,000円と見込まれます。

以上で説明を終わりますが、質疑につきましては、私し又は課長補佐からからお答えいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

総務文教委員長（牟田学委員）

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

岩崎健二委員

この普通交付税ですが、まだ今後も増額される予定がありますか。

山下財政課長

普通交付税自体は26年度交付決定通知を受けておりますので、総額として、増額になる見込みは現在のところ持っておりませんが、今回の補正予算の一般財源として一部を充当してございまして、若干の留保はございます。それについては、今後の財政事情によって、充当する可能性があるということでございます。以上でございます。

[岩崎健二委員「はいわかりました」と発言あり]

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

なければ、議案第45号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

総務文教委員長（牟田学委員）

以上で、各課の審査が終了しましたが、ここで現地調査についてお諮りいたします。現地調査について各委員の意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

○議案第40号 北薩広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の変更について

それでは、議案第40号を議題とし、討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

なければ、以上で討議を終結します。

これより、討論に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第40号を採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

ご異議なしと認め、よって議案第40号は可決すべきものと決しました。

○議案第41号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について

それでは、議案第41号を議題とし、討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

岩崎健二委員

この税務の改正なんですけど、法人税はある意味仕方がないのかなという気がしているんですが、この軽自動車税が増額になるということについては、一般市民にかなりの影響があるんじゃないかなと。先ほど答弁にありましたとおり、貨物、農家の方たちが特に利用されておる軽貨物自動車が1,000円といえどもアップになる。これについて、先ほど税務課長のほうからこれを下げると交付税等に影響があるというような話もあって、私なんかは理解をできるのかなと思いますが、一般の市民の方に対して、この値上げに対する説明というのをしっかりやっていく必要があるのではないかなと私は思っております。今後予定されております、議会と一般市民との意見交換会等において、私なんかがこの説明をしっかりとできるものを再度税務課から文章なりもらった上で自分たちも納得してやるべきじゃないかなと、1,000円を上げた、値上げをした国が定めたものなんですけど、上げた理由等々を含めてですね、もう少し掘り下げて、アップされた、先ほど出口副委員長のほうからも話がありましたけど、これを上げたときにどうなるのか、一般市民に対してどう説明するのよというのがあるんじゃないかなというふうに私は思いますので、ここらも先ほど税務課長の答弁内容がついて、文章なり、何なりでちょっといただきたいなと思います。

山田勝委員

私もね、これはだいたい前からね、国のレベルであれがあって、相当新聞にも載ってましたからね、それについては多くの市民の方は、国民の方は理解していらっしゃるんだと思うんだけど、今、皆さんが言われるのを考えると、市報にもね、ちゃんと説明を掲載をして、議会報告会で回るときもちゃんと説明できるような書類をいただくということを付議して、いただければそれでいいですよ。

総務文教委員長（牟田学委員）

はい、わかりました。今の意見について。

出口徹裕委員

同じくなんですけど、払ってる中でですね、一番税を気にせずに払っている世代というのはどちらかというと我々の世代のほうが多いんですよ、引き落とし等でいくので、そうした場合には、子供のほうに使ってほしいのにどうして税金だけは高くなっていくのっていうのがやっぱり出てきてですね、どうしても取られてるという感だけで、自分たちとしてみれば市全体のことを考えないといけないですから、そういうふうになりますけど、やはりしっかり

とした説明を今後やっていくものの一つだと思います。

岩崎健二委員

農家等々の軽トラックのものもそうだし、もう一つ私が懸念しているのは、50cc以下の1,000円が2,000円に倍上がる。この50cc以下を利用されている方というのが、高校生の通学に使う方、あるいはトラック、乗用車の免許はないけど原付免許で動かれている割と高齢の方というふうなある意味弱者の皆さんが利用されている部分がありやせんかなと、そこでこれを倍になるという、お金でいったら1,000円という話があるかもしれませんが、一応100%アップ、ここのことをもう少しなんか説明できる資料が欲しいなあ、例えばそういうことで、条例でできるのかどうかはまた今後の議題になるかもしれませんが、通学に利用する者については、減免するとかできるのか、できないのかというのを含めてもう少し議論していったらどうかなと思いますけど。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

なければ、今の意見についてはですね、執行部にちゃんとした説明ができるような書類を作成してもらおうようにこちらのほうでもちょっと考えていきたいと思います。

ほかにはないですか。

山田勝委員

委員長は執行部に言うんじゃないくて、報告をするときにそういう報告をね、報告をちゃんと説明をちゃんとしたり、あるいは条件を付けたりして、報告をしなさいということですよ。

総務文教委員長（牟田学委員）

委員長報告ですね、わかりました。

木下孝行委員

委員長が委員会の決定ということで、班長会議のほうに、班長会の座長を通じてでもいいし、必ずそれをテーマとして説明をする、テーマとして持ち出してもらおうよう委員長から言ってもらえないですか。

総務文教委員長（牟田学委員）

はい、わかりました。ほかにありませんか。なければ以上で討議を終結します。

これより、討論に入ります。

出口徹裕委員

賛成の立場で討論するんですけども、法人税についてもですね、支払いのほう今までと変わらないということではありましたが、標準税率ではないというところになってます。一般質問の中での、話の中でもですね、毎年検討はしっかりと行っているという話を聞きましたけれども、これについても以後、今回の分についてはですね、どういった市の財政に苦しいということであればいたしかたないかなと思うところはあるんですが、しっかりと毎年ですね、下げていける方向でですね、標準に持っていける形をとっていただくことを検討していくことを条件として賛成の立場を取りたいと思います。以上です。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに

山田勝委員

私はね、今、出口委員の言ったことについてちょっと賛成しかねるのはね、今回の税法の改正は阿久根市の税法の改正じゃないんですよ、国の地方税法が変わったのを受けて阿久根市もそれに合わせた税法の改正をする。そういうことですからね、やはり、そういう中であまり国民の皆さんに理解をしていただくのも国の仕事ですけれども、私たちどもが、また阿久根市の責任において住民の方によく理解していただくような努力をせないかんわけで、それを、毎年、毎年下げていくというようなことはね、不可効力だと思いますよ。私の考えですよ。ですから下げればいいのかもしいけど、そんだけ地方交付税が基準収入額が減れ

ばですね、その分、ふえるのかといたら、地方交付税ふえないわけですから、減るわけですから、今回の分は国の法律の決定に基づいて阿久根市の条例を変えるところということですから、やはり、かね平生の税の改正とは私違うと思いますけどね。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第41号阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。議案第41号について可決すべきものと決するに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数と認めます。よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第45号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）

総務文教委員長（牟田学委員）

それでは、議案第45号を議題とし、討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

なければ、以上で討議を終結します。これより、討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

ありませんか。

[「はい」と呼ぶ者複数あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者複数あり]

ご異議なしと認め、よって議案第45号は可決すべきものと決しました。

ちょっと休憩いたします。

(休憩 11:27～11:29)

総務文教委員長（牟田学委員）

審査の前に、県内各市の原発関係の陳情等への対応を調査しておりますので事務局から配布させます。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者複数あり]

次に、本委員会に付託となりました、陳情第6号、第7号、第10号及び継続審査となっております平成25年陳情第5号、第6号、第7号及び第8号の7件を一括して議題とし、審査に入ります。

ここで、まず、陳情の審査方法について各委員のご意見を伺います。

ありませんか。今年度出た分をするのか、また、25年度分の継続審査の分も含めて。

岩崎健二委員

一括上程っていう話だったんですが、陳情の中身が6号、10号と似たようなものが出たということで、他のものについて若干、違うものがあるので、ここんところは分けて審議させていただきたいと思うんですが、いかがですか。

総務文教委員長（牟田学委員）

本年度の平成26年度、6、7、10からですね、25年度の5、6、7、8という形で内容はよく似た分もありますけれども、この順で審査をしたいと思いますがよろしいですか。

東議事係長

今、委員のほうから26年の6号と10号は一緒というお話も出たんですが、6号と1

0号と一緒に議題として進行してもよろしいですか。

総務文教委員長（牟田学委員）

よろしいですか。

それでは、陳情第7号川内原発再稼働に対する市民アンケートを行う事を求める陳情を議題といたします。ここで、委員の皆様から意見を伺います。陳情7号です。

岩崎健二委員

市民アンケートを行うことを求める陳情ということで、これを市民アンケートを行いなさいということだと思っておりますが、これ、どこで行うのか、だれが行うのか、まして、議会がアンケートを行うというのについては若干の問題があるかと考えておまして、市民アンケートはやろうと思えば民間団体でも自由にアンケートは取れるわけですので、これを議会がやるかやらないかを決めるというのについてはどうなのかなと私は思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに。

出口徹裕委員

アンケートについてですけれども、アンケートがですね、市民アンケートを行うことを議案提案採決し、実行することを強く求めますということで、この文書がですね、例えば先ほど岩崎委員からあったように、市議会が行うという形で出している文書なのか、もしくは市のほうで行う文書なのかというのがですね、この文章だけではですね、どちらとも取れるような文章でですね、ちょっと判断に迷うところがあります。聞き取りをしないと難しいのかなと。

総務文教委員長（牟田学委員）

わかりました。ほかにありませんか。

木下孝行委員

この2委員の話にもありましたように、アンケートをいわゆる議会がそういったアンケートをするような行動をとるということがふさわしいものなのか、という点で私もですね、アンケートをどのようにとったあと使っていくのか、そこらをはっきりと明確には示されていないという状況もあるし、個人的には、アンケート自体がですね、こういった大きな問題のアンケートをとったときにはですね、偏ったアンケートになる可能性が十分あるということで、どういう使われ方するにしても、アンケートということに対して、そういった意味で議会があまり偏る可能性のあるアンケートに関与するというのは、それを同意して動くというのはどうなのかなとは私は思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

今のこのアンケートについてですね、提出者の気持ちを聞いてみたいという出口委員の話もありましたけれども、そこ辺はどのように考えていらっしゃいますか。

岩崎健二委員

出口副委員長の指摘のとおり、陳情事項の中に阿久根市議会が川内原発再稼働に対する市民アンケートを行うことを議案を提案し、という文言がありますよね、議案を提案しということは、アンケート条例かなんかつくってくれという話なのか、まったくこの文章だけでは意味がよくわかりません。提出者にどういう意図なのか、意味なのか、ということを知ることが必要じゃないかな。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは委員の皆様にお聞きいたします。この7号については、提出者を参考人として、委員会に呼ぶということですが、皆さんの意見を伺います。

出口徹裕委員

ぜひですね、この件については、どこ、アンケートを実際に行うところがですね、どこなのかっていうところが明確ではありませんので、そこらをはっきりするためにですね、参考人をお願いしたいと思います。

山田勝委員

大事なことですしね、だから、どれも住民の代表の方々のご意見を聞くということで、今後ですよ、聞いたらどうですか。そうしないと提案した方の気が落ちつかんし、今回はこうということで、次回提出者に意見を聞くということで、この前から参考人として出席者を呼んでくださいという話だったでしょ、だから参考人をね、お呼びするということが次回の一番大きな問題だという気がしますけどね。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかの委員の方。

仮屋園一徳委員

あの私もですね、アンケートはその時期と内容によってずいぶん違った内容が出てくると思うんですよ、だからちゃんと提出者の主旨を聞くべきだし、内容等ですね、確認すべきだと思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

それではですね、今、陳情第7号を審議しておりますが、陳情6号、10号についてもですね、6号も提出者は一緒であります。10号は別なですけども、内容が一緒ということで、これも、参考人として招致をすることでよろしいですか。

濱之上大成委員

これはですね、住民のアンケートとか、はっきりいって原発のぜひを住民投票ですということは非常に難しい問題だと思います。現実にもたまたま傍聴席にいる朝日新聞社がいらっしやるかもしれませんけれども、ああいった誤報が出たりですね、非常に混乱させることをやっとならぬですよ、現実には国がやっぱり責任ですから、きちっと県が、国が、やっぱりきちっとしたものをしていただかないと、私は地方議員にとっては非常に厳しい状況だと。結論を出すのはですね、私は難しいと思うので、現実にもこの人たちを呼んで聞くことは反対しませんけれども、果たしてこの人たちがどういう状況で、どういう状態でされるのか、例えばですよ、川内原発を、使用済み燃料をですね、例えば川内につくるんだという気迫があるのかどうかも聞きたいですし、やはりそういった状況で、聞かんとですね、ただ、危険だから再稼働に賛成、反対というのはですね、もう現実に、できた時点で阿久根は危険なんですから、そういうこともわかってないんですよ、反対の人たちも。私は地元の一番厳しいですよ。近くの阿久根市は。そういったところにおいても再稼働賛成すべきなのか、反対すべきなのかということですね、なかなか難しい問題だというのは、個人的な思いで、どうなんでしょう、やっぱり、この参考人に聞いてもいいですけど、この人たちは果たして今のこの人たち、あるいは権柑（議員）にしても、難しかどなあ。

山田勝委員

いや、現実の問題でですね、この陳情、請願、陳情提出状況を見てみますと、一番重要な例えば薩摩川内市、いちき串木野市、等々ほとんど継続審議というぐらいに慎重な審議をしている中でですね、阿久根が拙速にそれを結論を出していいんだという問題もありますよね、しかし、しかしながらこの提案をされた、出された住民の方々はですね、やはりそれなりの思いはあるわけですから、そういう意味ではね、それぞれの思いを拝聴するというのも大事ですよと私は言うんですよ。

総務文教委員長（牟田学委員）

ただいま意見がありました、今この議案第7号でですね、参考人を委員会に招致をすると、招致をして、提出者の意見を伺うということでよろしいですか。意見を伺った上で再度審議をします。それでよろしいですか。

[「はい」と複数呼ぶ者あり]

東議事係長

参考人を呼ぶということで、今決めていただいたのですが、この定例会の中で呼べる日のほうが、あと19日の金曜日、22日の月曜日、そこしか、仮にこの定例会の中で呼ぶとしたら呼べない状況ではございますけども、そうしたときに、仮に呼んで話を聞いたとして、今度委員長報告がつかれない状況でありますので。

総務文教委員長（牟田学委員）

ちょっと休憩に入ります。

（休憩 11：45～11：46）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それではここでお諮りいたします。ただいま議題となっております、陳情第7号についてはさらに慎重審査を行うため、議長あて継続審査の申し出を行いたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と複数発言あり〕

ご異議なしと認め、本陳情は議長あて継続審査の申し出を行うことに決しました。

次に、陳情第6号、川内原発再稼働に対する地元同意に関する意見書の提出を求める陳情書、陳情第10号、川内原発再稼働の地元同意に係る意見書の採択についてを一括して議題といたします。

ここで、委員の皆様から意見を伺います。

岩崎健二委員

この件についてもですね、やはり慎重に審議をする必要があろうかと、個人的には阿久根市も地元として欲しいというのはありますけども、まずは、陳情者の思いも聞いた上で慎重に審議をして、やるべき事案であろうと思っておりますので、この2件についても陳情者を参考人招致をしていただいて、意見を聞いた上でやっていくべきであろうと、継続審査した上でやるべきだろうと私は思います。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

出口徹裕委員

同意を求めるということで、今阿久根市においてはですね、同意を求められるのか、求められないのかっていうのがわからない現状の中で、私個人としてはですね、この文章、書き方にはそれぞれあるんですけども、同意を求めるということについてはですね、早急に行ってもいいのかなという考えを持っています。以上です。

牛之濱由美委員

今、出口委員の意見もほとんど参考にはなりますが、とりあえず今県のほうから、10月14日に一応予定されました説明会、これを説明を受けて、またそれによっていろんな市民の方々の思いもあられると思えます。それを待って、それ以降の慎重審議をしていけたらなという私の思いですが。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と複数発言あり〕

出口委員はご異議があるわけですね。

出口徹裕委員

はい。

総務文教委員長（牟田学委員）

ただいまの、陳情第6号、第10号についてご異議がありますので、挙手により採決いたします。議長あて継続審査の申し出を行いたいと思っておりますが、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数と認め、そのように決しました。

この参考人招致についてはですね、6号と10号の提出者も呼ぶということによろしいですか。

[「はい」と複数発言あり]

次に、平成25年陳情第5号 川内原発1号機、2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書を議題といたします。ここで、委員の皆様から意見を伺います。

岩崎健二委員

今までも、各委員の話がでておりますが、すでに、国が10月14日には阿久根市においても説明会を行うということで方向が出ております。そういう市民の意見も聞き、また、他自治体の、特に川内市議会の動向も勘案しながら審議を慎重に審議する必要があるかと思えます。また、この間10月には議員と語る会も計画しておりますので、その中で市民の皆さんの意見を聞きながら次の段階に議会として結論を出せばいいんじゃないかと思えますので、その間慎重審議の意味からも継続審査すべきと私は思います。

木下孝行委員

今の岩崎委員の説明で十分だと思いますけども、追加させていただきまして、陳情5号から8号までを一括してお願いしたいと思えます。

総務文教委員長(牟田学委員)

ほかにないですか、それではですね、ただいまご意見がありました、陳情第5号から陳情第8号まで、一括してお諮りいたします。

ただいま議題となっております、平成25年陳情第5号、第6号、第7号、第8号については、さらに慎重審査を行うため、議長あて継続審査の申し出を行いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

出口徹裕委員

3号機の増設、陳情第6号なんですけれども、ま、確かにこの前も慎重審議という話が出たんですけれども、文章の中身で原発の再稼働を断念しというところはあるんですが、ま、陳情事項として、手続きを締結している3号機増設への計画となっておりますので、別の案件の取り扱いができないのかなと思うんですけども。

総務文教委員長(牟田学委員)

ただいま、陳情第6号については別に審査をしたいという。

[山田勝委員「結論を出せという意味じゃっどが」と発言あり]

[出口徹裕委員「はい」と発言あり]

意見がありました、委員の意見は、お願いいたします。

木下孝行委員

今の委員の主旨はよく理解するんですけども、今後の国のエネルギー政策の方向性、そこらも含めた辺でまた再稼働に対するその判断が、当然その影響も勘案しながら判断しなければいけない部分もあるんだろうと思えますので、私は同じような時期に判断したほうがいいのかなと思っております。

総務文教委員長(牟田学委員)

ほかに、ありませんか。

岩崎健二委員

私は、出口副委員長の、この発言のとおりこの標題にありますとおり川内原発3号機増設の白紙撤回を求める陳情、ここだけだったらですね、結論を出しても問題ないんだろうと思うんですが、どうしても最後のページにあります、原発の再稼働を断念し、全ての原発から直ちに撤退をする決断を行うことを要望するという文言が入っております。そうなりますと、どうしても全体の文章を阿久根市の議会が採択するにしても、不採択にするにしても結論を出すというときにこの全文を採択した、不採択にしたという結論になろうかと思えますので、

この文言がある限り、全体のほかのものと含めて慎重審議をしていく、したほうがいいんじゃないかとかのように考えます。

総務文教委員長（牟田学委員）

ほかに、ありませんか。

なければですね、平成25年度陳情第5号、第6号、第7号、第8号を一括として採決をいたしますが、ご異議がありますので、挙手により採決をいたします。継続審査として、議長あて提出することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数と認め、そのように決しました。

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。

ちょっと休憩いたします。

（休憩 11：56～11：57）

休憩前に引き続き委員会を開催いたします。次に本委員会の所管事務調査を議題といたします。本委員会では平成26年において、「ごみ問題について」、「行政改革と人件費削減について」を調査事項とし、継続調査となっております。今後の調査の方法について協議願います。

休憩に入ります。

（休憩 12：00～12：01）

休憩前に引き続き委員会を開催いたします。本委員会の所管事務調査について今後の調査の方法について各委員からの意見を伺います。

岩崎健二委員

生ごみのたい肥化モデルも始まることから、それらの閉会中の審査等も含めて、現地調査等も、市内の現地等も調査した上でということやっていけるとお思いますので、そのような手続きで進んでいったらいかがかなと思います。

〔「異議なし」と複数発言あり〕

それでは所管事務調査については、今後の継続審査としようと思いますが、それにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と複数発言あり〕

ご異議なしと認めそのように決定いたしました。なお、これらの調査に関する委員会の開催日は委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と複数発言あり〕

ご異議なしと認めそのように決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と複数発言あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次に、広報特別委員会委員長から当委員会あて阿久根市議会だより原稿の提出依頼がありました。委員の皆様から記載内容等について何かご意見はありませんか。

〔岩崎健二委員「委員長に一任いたします」と発言あり〕

〔山田勝委員「やっぱり委員長に一任するどんよ、生ごみについては写真入りで出してよかるね、生ごみについては始まったということをさ」〕

ただいま、ご意見がありました内容等を踏まえ原稿の記載及び提出については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と複数発言あり〕

ご異議なしと認めます。よって、阿久根市議会だより原稿の記載及び提出につきましては委員長に一任されました。ここでお諮りいたします。本委員会に付託された案件はすべて議了いたしましたので、あすの委員会は休会とし、閉会することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と複数発言あり〕

ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務文教委員会を閉会いたします。

(閉会 12時03分)

総務文教委員会委員長 牟田 学